入 札 説 明 書

業務件名 法人二税申告書用紙封入封緘業務

入 札 説 明 書

「法人二税申告書用紙封入封緘業務」の入札については、公告文及び関係法令に定めるもののほか、 この入札説明書によるものとする。

この入札説明書は、この一般競争入札に関し、一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 法人二税申告書用紙封入封緘業務 1式
- (2) 履 行 期 間 令和4年4月から令和5年3月まで(各月の業務日は、別途定める)
- (3) 履 行 場 所 岩手県公会堂(ただし、令和4年4月から8月までの間とし、翌月以降は 岩手県庁舎(岩手県盛岡市内丸10番1号)近郊で県が指定する場所とする。)
- (4) 業務の仕様その他の明細 別紙「業務仕様書」のとおり

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。なお、(3)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照 会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 入札の日において、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準 (平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号) に基づく入札参加制限の措置を受けていないこと。
- (5) 岩手県県税条例(昭和 29 年岩手県条例 22 号)第3条に掲げる税目及び消費税及び地方消費税 に滞納がないこと。
- (6) 県内に活動拠点を有していること。
- (7) 当該調達に係る業務を定められた期限までに提供及び契約事項を遵守できると認められる者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、本説明書及び入札公告を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、次の書類(以下「申請書等」という。)を令和4年2月25日(金)午後5時までに15(6)の場所に各1部、提出しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
 - イ 団体概要書(様式2)
 - ウ 業務実施体制等届出書(様式3)
 - エ 課税事業者届出書(別紙1)又は免税事業者届出書(別紙2)
 - オ 県税納税証明書(証明日が入札公告日以降のもので、県税について未納がないことの証明)
 - カ 消費税及び地方消費税納税証明書(証明日が入札公告以降のもので、消費税及び地方消費税 について未納がないことの証明)

(3) 申請書等を提出した者は入札日の前日までの間において当該申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

4 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 0.01 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書は、直接 5 (1) の日時に 5 (2) の場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。 なお、金額は訂正することができない。

また、一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。
- (5) 入札手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

5 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月11日(金)午前11時

(2) 場所

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁舎地下1階 入札室

6 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金は入札書に記載する金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 0.01円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に、当該入札に係る予定業務量(別紙「業務仕様書」に示す予定業務量(件))を乗じて得た額の 100 分の 3 以上の金額とし、入札開始前までに岩手県出納局に納付し、領収票を受領すること。

ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結(保証期間は、入札の日から令和4年4月1日までを含む期間とすること。)した場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 入札参加者は、入札保証金を納付した場合には領収票を、入札保証保険契約を締結した場合には保険証券を、入札書提出に先立ち、提出しなければならない。
- (3) 入札保証金は、開札完了後、入札参加者又はその代理人からの請求により還付する。
- (4) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金については、当該入札に係る契約書を取り交わした後にこれを還付するものとする。なお、契約の相手方となるべき者が契約を結ばない時は 岩手県に帰属する。
- (5) 代理人に入札保証金の納付及び還付に関する行為をさせようとする者は、委任状を提出しなければならない。

7 入札への参加

3(2)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。その審査の結果は、令和4年3月3日(木)にファクシミリにより通知する。

8 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札
- (4) 入札保証金を納付しない者(入札保証金の納付を免除された者を除く。)又は本件調達に係る入 札公告において示した当該金額に満たない金額を納付した者(提出した入札保証保険証券の保険 金額が、当該金額に満たない者も含む。)のした入札
- (5) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (6) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (7) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (8) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 記名押印のない入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行 為を行った者の入札

9 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印(法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印)
- (3) 代理人による入札の場合は、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札すること。
- (4) あて名は、岩手県知事 達増拓也 とする。
- (5) 件名
- (6) 入札金額

処理件数1件当たりの単価とし、1件当たりの単価は、小数点以下第2位までとする。(消費税及び地方消費税は含まないものとする。)

10 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。この場合、入札保証金は岩手県に帰属する。

11 入札、開札に関する事項

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。

(3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。11(3)により、入札場から退去させられた者も、また同様とする。
- (3) 入札執行回数は3回を限度とし、この限度内において落札者がない場合は、入札を打ち切ることとする。

13 契約に関する事項

(1) 落札者は、契約保証金として、落札価格に別紙「業務仕様書」 2 (1) 記載の予定業務量を乗じた 額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険 証券を提出したとき。
- イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を2件 以上履行しているとき。
- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (3) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。
- (4) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は、入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

14 本説明書等に対する疑義

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、書面(任意様式、ファクシミリによる提出可)により、令和4年2月17日(木)午後5時までに岩手県総務部税務課に提出すること。
- (2) 前号の疑義に対する回答は、質問者に対し、令和4年2月21日(月)午後5時までにファクシミリにより回答する。

15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方がこの一般競争入札に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものであること。
- (2) 提出された書類は、返還しないこと。
- (3) 提出された書類は、この一般競争入札に係る審査等で使用する場合を除き、提出者に無断で使用しないものであること。
- (4) 提出された書類を、この一般競争入札に係る審査等で使用する場合、必要に応じて複製する場合があること。
- (5) 令和4年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあっては、本件業務委託手続について停止の措置を行うことがあること。
- (6) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10番1号 岩手県総務部税務課課税担当 電話番号 019-629-5146(直通) FAX 019-629-5149